

廃棄物最終処分場に係る放流水・浸透水・地下水の基準と結果
令和4年度

[放流水] 美深町一般廃棄物ごみ埋立処分場

検査項目	排水基準	分析(測定)結果	定量下限値	採水日
水素イオン濃度(水素指数)	(海域以外) 5.8~8.6	7.18		9/22
生物化学的酸素要求量(BOD) ※1	60 mg/L以下	0.8		〃
化学的酸素要求量(COD) ※1	90 mg/L以下	3.2		〃
浮遊物質量(S S)	60 mg/L以下	1.8		〃
ノルマルヘキサン	鉱油類	5 mg/L以下	0.5未満	0.5
抽出物質含有量	動植物油脂類	30 mg/L以下	0.5未満	0.5
フェノール類含有量		5 mg/L以下	0.5未満	0.5
銅含有量		3 mg/L以下	0.05未満	0.05
亜鉛含有量		2 mg/L以下	0.01	0.01
溶解性鉄含有量		10 mg/L以下	0.05未満	0.05
溶解性マンガン含有量		10 mg/L以下	0.05未満	0.05
クロム含有量		2 mg/L以下	0.05未満	0.05
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³ 以下	1未満	1	〃
窒素含有量※2	120 mg/L以下(日間平均60以下)	4.9	0.05	〃
燐含有量※2	16 mg/L以下(日間平均8以下)	0.200	0.003	〃
アルキル水銀化合物※3	検出されないこと。	ND(<0.0005)	0.0005	〃
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005	〃
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
有機燐化合物(パラチオニン、メチルパラチオニン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L以下	0.1未満	0.1	〃
六価クロム及びその化合物	0.5 mg/L以下	0.005未満	0.005	〃
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
シアノ化合物	1 mg/L以下	0.1未満	0.1	〃
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/トロ以下	0.0005未満	0.0005	〃
トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.002未満	0.002	〃
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.0002未満	0.0002	〃
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.0004未満	0.0004	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下	0.01未満	0.01	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.004未満	0.004	〃
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	0.1未満	0.1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.0006未満	0.0006	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.0002未満	0.0002	〃
チウラム	0.06 mg/L以下	0.0006未満	0.0006	〃
シマジン	0.03 mg/L以下	0.0003未満	0.0003	〃
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.0003未満	0.0003	〃
ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001	〃
1,4-ジオキサン※4	0.5 mg/L以下	0.005未満	0.005	〃
ほう素及びその化合物※5	(海域以外) 10mg/L以下	0.11	0.02	〃
ふっ素及びその化合物※5	(海域以外) 8mg/L以下	0.08未満	0.08	〃
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※5	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/L以下、	4.9	0.05	〃
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下(許容限度)	0.0055		〃

※1.BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される放流水に限って適用する。

※2.窒素含有量及び燐含有量については、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

※3.「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。NDは、不検出を示します。

※4.既存の施設(平成25年6月1日に現に一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の許可を受けている又は許可の申請をしている施設)については、当分の間、基準値を10mg/L以下とする。

※5.ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の基準値は、当分の間の経過措置。

※基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令」別表1の値。

廃棄物最終処分場に係る放流水・浸透水・地下水の基準と結果
令和4年度

[地下水] 美深町一般廃棄物ごみ埋立処分場

検査項目	排水基準	分析(測定)結果			採水日
		上流	下流	下流の定量下限値	
アルキル水銀 ※1	検出されないこと。	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	0.0005	9/22
総水銀	0.0005mg／㍑以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	〃
カドミウム	0.01mg／㍑以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	〃
鉛	0.01mg／㍑以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
六価クロム	0.05mg／㍑以下	0.005未満	0.005未満	0.005	〃
砒素	0.01mg／㍑以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
全シアン ※1	検出されないこと。	ND(<0.1)	ND(<0.1)	0.1	〃
ポリ塩化ビフェニル (PCB) ※1	検出されないこと。	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	0.0005	〃
トリクロロエチレン	0.03mg／㍑以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg／㍑以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
ジクロロメタン	0.02mg／㍑以下	0.002未満	0.002未満	0.002	〃
四塩化炭素	0.002mg／㍑以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／㍑以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg／㍑以下	0.01未満	0.01未満	0.01	〃
1,2-ジクロロエチレン ※2	0.04mg／㍑以下	0.004未満	0.004未満	0.004	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／㍑以下	0.1未満	0.1未満	0.1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／㍑以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／㍑以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	〃
チウラム	0.006mg／㍑以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	〃
シマジン	0.003mg／㍑以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	〃
チオベンカルブ	0.02mg／㍑以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	〃
ベンゼン	0.01mg／㍑以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
セレン	0.01mg／㍑以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
1,4-ジオキサン	0.05mg／㍑以下	0.005未満	0.005未満	0.005	〃
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	0.002mg／㍑以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	〃
ダイオキシン類 ※3	1 pg-TEQ／㍑以下 (許容限度)	0.0026	0.0013		〃

※1. 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
 (NDは、不検出を示します)

※2. シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレンの合計量。

※3. ダイオキシン類は、一般廃棄物最終処分場と管理型最終処分場の地下水に適用される。

※埋立中の最終処分場の地下水は、当該基準にかかわらず、水質の悪化が認められた場合には、原因の調査その他の生活環境保全上の必要な措置を講じなければならない。

※基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令」別表2の値。